

令和3年度国公立大学附属病院医療安全セミナー

令和3年6月29日(火)

大学病院を取り巻く諸課題

●
高等教育局医学教育課
大学病院支援室長 島居剛志



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応
2. 令和3年度予算について
3. 大学病院の運営に関する最新の動向について

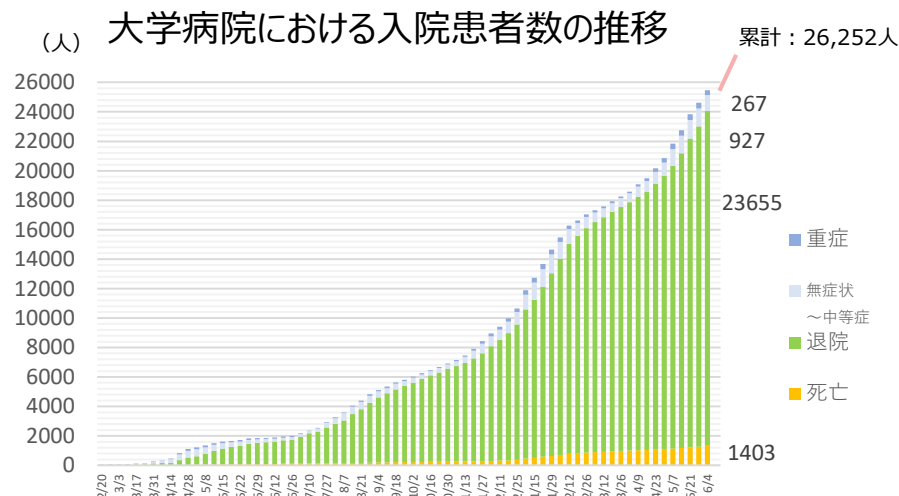
1. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

大学病院における新型コロナウイルス感染症への対応状況

(令和3年6月11日現在)

1. 患者受入状況

	大学病院数	患者数
現在入院中	127病院 [国立：37,公立：11,私立：79]	1,194人 (うち重症者267人)
累 計	140病院 [国立：43,公立：12,私立：85]	26,252人



- 大学病院の新型コロナウイルス感染症入院患者数は1,194人。
うち、267人（22.4%）が重症者。
- 全国の新型コロナウイルス感染症入院患者数は11,886人。
うち、1,362人（11.5%）が重症者。

出典：大学病院の入院患者数及び重症者数(文部科学省調べ)
全国の入院患者数及び重症者数(療養状況調査)

2. 受入可能病床数の状況（※現在使用中の病床含む。）

受入可能病院数	受入可能病床数
136病院 [国立：43,公立：12,私立：81]	3,566床 [国立：1,035,公立：351,私立：2,180]

出典：文部科学省調べ

【病床確保】

令和2年4月 都道府県と一層緊密に連携し、病床確保等の最大限の取組。

令和3年3月 都道府県と緊密に連携し、予め感染者急増時の緊急的な患者対応方針を明確にするなど、地域における医療提供体制整備の最大限の取組。

※ 加えて、都道府県からの要請も踏まえ、大学病院に対して病床確保等を個別に要請(9大学病院において追加で102床を確保)

【看護師派遣】

令和3年4月 医療ひっ迫が深刻化している大阪府、兵庫県、沖縄県からの要望を踏まえ、当該府県の医療機関に対して
～6月 重症患者等に対応可能な看護師派遣。(27大学病院から計90名の派遣可能)

【ワクチン接種】

令和3年5月 附属病院を置く各国公私立大学長及び看護系学部、歯学部を有する各国公私立大学長に対し、自治体からの新型コロナワクチン接種への協力依頼に対する対応。

各国公私立大学法人等に対し、各自治体の要請に応じ、大学が接種会場になる場合の対応。

2 文科高第 1 3 6 7 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

附属病院を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の 医療提供体制整備について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応にご協力いただき誠にありがとうございます。

大学病院におかれましては、令和 2 年 4 月 9 日付通知等を踏まえ、これまでも都道府県と連携し、医療提供体制の整備に取り組まれているところです。

今般、厚生労働省より、別添の通り、今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について通知がなされました。

令和 3 年 3 月 18 日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今後に向けた総合的な対策として「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」が決定され、取組の 5 本の柱の一つとして、「一般医療の機能を守りつつ機動的に適切なコロナ医療を提供するための医療提供体制の充実」が盛り込まれ、重症者については大学病院を中心に受け入れるなどコロナ病床の更なる確保のため、地域における役割分担及び連携の徹底、必要に応じた見直しなど次の感染拡大に備えた医療提供体制整備の考え方や具体的な内容についてとりまとめられております。

つきましては、各大学病院におかれましては、都道府県と緊密に連携し、予め感染者急増時の緊急的な患者対応方針を明確にするなど、地域における医療提供体制の整備に最大限のお取組みを頂きますよう、よろしくお願いいたします。

3 文科高第 180 号
健発 0514 第 1 号
医政発 0514 第 12 号
令和 3 年 5 月 14 日

附属病院を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省医政局長

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた協力依頼について

新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等を始めとする新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の高齢者向け接種については、「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」（令和 3 年 4 月 30 日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）で示したとおり、6 月最終週までに全高齢者が 2 回接種可能となる量のワクチンを供給できる見込みであり、接種 2 回目の終了時期を 7 月末に前倒しするよう厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）に依頼したところです。

現在、各自治体において、新型コロナワクチンの接種を進めるべく体制構築を進めていただいているところですが、特に特設会場におけるワクチン業務を期間限定で担う医師、看護師等の確保が課題の一つとなっております。自治体等から協力依頼があった場合には、医師・看護師等の兼業についての柔軟な対応等、迅速な接種体制の構築へご配慮いただき、地域の実情を踏まえつつ、関連病院等とも連携し可能な限りのご協力をいただきますようお願いいたします。

2. 令和3年度予算について

先進的で高度な医療を支える人材養成の推進

令和3年度予算額：12億円（15億円）

課題

近年我が国では、人生百年時代を見据え、国民の健康寿命の延伸に向けて、ICTの活用や多職種連携の推進により、個人・患者本位の新しい健康・医療・介護システムを構築していくことが求められている。

対策

このような課題に対応し、将来にわたって国民に質の高い保健医療サービスを提供していくため、**大学・大学病院における先進的で高度な医療を支える人材の養成**や、**新しい医療技術の開発等を担う人材の養成**を推進する。

先進的医療イノベーション人材養成事業

我が国の医療・健康水準の向上のため、高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院を通じて、**新たな医療ニーズに対応した先進的な医療人材養成拠点を形成**する。

- **保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト**
（保健医療分野における人工知能（AI）技術開発を推進する医療人材の養成） 2.0億円（2.0億円）
- **医療データ人材育成拠点形成事業**
（医療データの活用基盤を構築・運営する人材や医療データを利活用できる人材の育成） 1.6億円（1.7億円）
- **多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン**
（ゲノム医療従事者、希少がん及び小児がんに対応できる医療人材等の養成） 4.6億円（7.0億円）

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

社会から求められる多様な医療ニーズに対応するため、大学・大学病院において**高度な専門性を有する医療人材を養成するための教育プログラムを構築し、国内への普及**を図る。

- **課題解決型高度医療人材養成プログラム**（5領域） 2.6億円（3.2億円）
- **基礎研究医養成活性化プログラム**（法医学や病理学分野等における基礎研究医の養成と確保） 0.7億円（0.6億円）

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

我が国の保健医療分野におけるニーズの変化に対応できる医療人を養成していくため、**大学・大学病院における医療人養成の在り方について検討するための調査研究を実施**する。（医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究等） 0.3億円（0.7億円）

※（ ）の数値は、前年度予算額である。 ※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

感染症医療人材養成事業（令和2年度第3次補正予算）

感染症の診断や感染症の特色を踏まえた対処法等に関する教育プログラムを新たに導入し、その一環として、新たな教育の課程で必要となる医療用シミュレータや音声・映像録画機器等の実習用周辺機器を整備し、感染症に関するより高度な知識を養う。 37.5億円

4. 大学病院の運営に関する最新の動向について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の概要(令和3年5月28日成立)

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

< I. 医師の働き方改革 >

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等 (医療法)【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(令和6年4月1日)に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施 等

< II. 各医療関係職種の専門性の活用 >

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し (診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法)【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し (医師法、歯科医師法)【①は令和7年4月1日／②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置

①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

< III. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保 >

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け (医療法)【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)【令和3年4月1日等施行】

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携 (医療法)【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

< IV. その他 > 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

医師の時間外労働規制について

一般則

2024年4月～

将来
(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

- (例外)
- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間
 - (休日労働含む)
 - ・月100時間未満
 - (休日労働含む)
 - 年間6か月まで

年1,860時間／
月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む
⇒将来に向けて縮減方向

将来に向けて
縮減方向

年960時間／
月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

**A : 診療従事勤務
医に2024年度以降
適用される水準**

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1
(医療機関を指定)

C-2
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択
C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

年960時間／
月100時間 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

A

C-1 C-2

※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

医 師 以 外

医 師

□ 医師の働き方改革について

● 医師に関する時間外労働時間の上限規制（2024年4月から適用）

○医師の時間外労働時間の上限
（A水準）

年間 960時間

○救急医療機関等に係る特例
（B水準）

年間1860時間

○地域の医療機関への医師派遣等に係る特例
（連携B水準）

年間1860時間

○研修医等に係る特例
（C－1水準）

年間1860時間

○専門医に係る特例
（C－2水準）

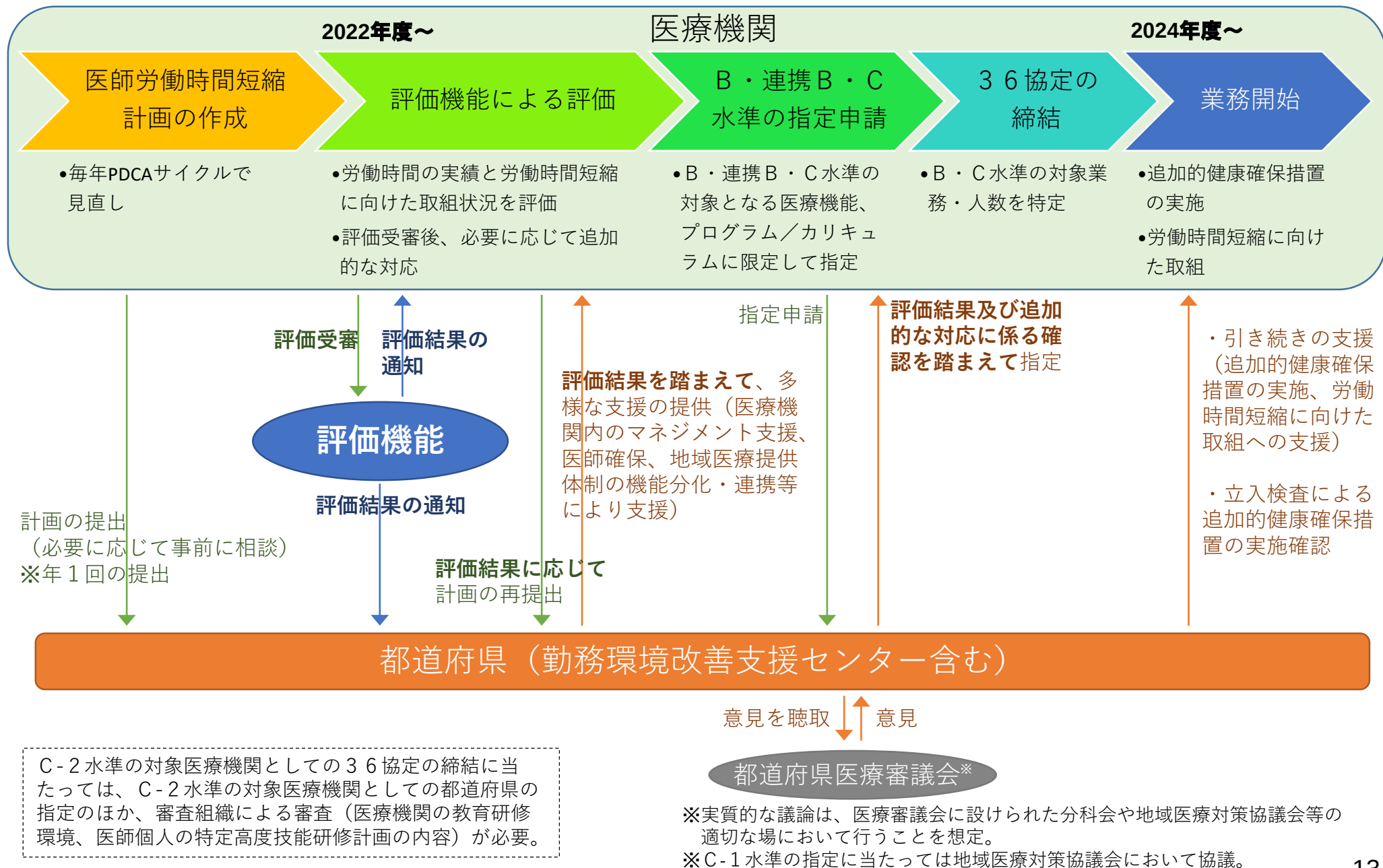
年間1860時間

※ 医師以外の時間外労働時間の上限規制（2019年4月から既に適用）

○一般則

原則：年間360時間 例外：年間720時間

B・連携B・C水準の指定に当たっての基本的な流れ



□ **大学病院に求められる対応**

- ・ 労働時間の実態把握
- ・ B水準・連携B水準・C水準の指定に向けた手続
- ・ 36協定の見直し *現時点においても適正に締結され、遵守されることが必要
- ・ 労働時間の短縮に向けた取組

□ **文部科学省の今後の対応**

働き方改革に対する大学病院関係者の理解が深まるよう、厚生労働省や全国医学部長病院長会議と連携した「医師の働き方改革セミナー」において説明や意見交換を行うなど、大学病院における特有の課題についての検討を行っているところ。

引き続き、厚生労働省や全国医学部長病院長会議を交え、大学病院における医師の働き方改革により、教育・研究に支障がでることのないよう、大学病院における取組状況を踏まえ、必要となる支援の在り方について大学病院の意見を踏まえて検討。

大学病院で相次ぐ不祥事案を受けた 再発防止の取組について

大学病院で相次ぐ不祥事案を受けた再発防止の取組について (概要)

○ **製薬企業等からの謝金等の受領の適切な管理について**

→ 全国医学部長病院長会議においてとりまとめられた「製薬企業等からの謝金等の受領の在り方に関する提言」に則った対応

○ **大学病院における適正な雇用・労務管理について**

→ 労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守した取組

○ **大学病院における個人情報の適正な管理について**

→ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を参照し、個人情報の管理状況を点検し、適切な管理

□ 大学病院における第三者供賄容疑での逮捕・起訴事案

【事案概要】

- 中部地区の国立大学病院の元教授が、医療機器メーカーからベッドサイドモニター等の更新・購入、製薬企業から同社薬剤の使用についてそれぞれ便宜を図る見返りとして、元教授が設立した法人や大学に金銭を振り込ませたとして第三者供賄の容疑で逮捕・起訴されたもの。



【再発防止に向けて】

- 令和3年1月15日付事務連絡「製薬企業等からの謝金等の受領の適切な管理について」に基づき、各大学病院では、全国医学部長病院長会議が令和2年11月27日に示された「製薬企業等からの謝金等の受領の在り方に関する提言」に則った対応をお願いします。

製薬企業等からの謝金等の受領の在り方に関する提言

(令和2年11月27日・全国医学部長病院長会議)

- 1 各施設において、教員が製薬企業等から謝金等を受け取る場合の適切な取扱い等を定めておく必要がある。
- 2 適切な取扱い等は、会員施設の個々の状況を勘案する必要がある、本会議として一律に具体的な条件を定めるのは困難であり、各施設が個々に定めるのが適当である。
- 3 企業からの依頼等については個々の事例で内容が異なるので、各施設の利益相反委員会が適切に管理するべきであることを推奨する。利益相反委員会がない施設では、それに代る委員会を設けるべきである。
- 4 謝金等の受領を管理する際は、社会への説明責任を果たすため、透明性を持って行う必要がある。
- 5 適切な取扱い等を定める方法として、次のようなものが考えられる。上記の1)～4)を満たすことを勘案して、個々の施設で検討すべきである。
 - ①それぞれの教員の本給を目安にする方法
 - ②利益相反委員会で規則に則り管理する方法
 - ③年間の上限額を決める方法
 - ④年間の回数や時間数の上限を決める方法
 - ⑤上記以外の適切な方法

※ 教員が法人を設立して当該法人を通じて金銭を受領する場合にも適切な管理をお願いします。

講演謝金等の取扱いに関する学内規程の例

◆ A大学「A大学職員倫理規程（抄）」

第10条 2 前項に掲げる利害関係者からの依頼に応じて行う講演等に対する報酬の基準は次のとおりとする。

- (1) 利害関係者からの依頼に応じて職員が行う講演，討論，講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授又は放送番組への出演に対する報酬の上限については，**1時間あたり2万円**を目安とする。
- (2) 利害関係者からの依頼に応じて職員が行う著述，監修又は編さんに対する報酬の上限については，**400字あたり4千円**を目安とする。
- (3) その内容の高度の専門性に鑑み，前各号によりがたい場合には，あらかじめ倫理監督者に相談するものとする。ただし，その額は第1号の場合にあっては**10万円**を，前号の場合にあっては1万円を超えることはできない。

◆ B大学「兼業の取扱いについて（抄）」（学長裁定）

1. 職員の兼業における年間の報酬額について

社会通念上相当と認められる範囲（兼業実施者の本学における1年間の給与総支給額を超えない）とする。

* 「B大学職員兼業規程（抄）」第40条 この規程に定めるほか，職員の兼業に関し必要な事項は，学長が別に定める。

◆ C大学「C大学利益相反マネジメント内規（抄）」

第26条 第3条により対象となる教職員等は，次の各号のいずれかに該当する場合には，毎年定期または随時，利益相反に係る自己申告書をもって，利益相反の状況についてマネジメント委員会に申告しなければならない。

- ② 同一の企業等から，年間の合計金額が100万円以上の給与等（コンサルタント料、謝金等サービス対価を含む）の収入（診療報酬を除く）を得ている場合

第27条 マネジメント委員会は，前条の申告に基づき，自己申告書の取りまとめ及び審査を行い，利益相反委員会に報告及び付議する。

- 2 前項の報告及び付議を受けた利益相反委員会は，利益相反の審査を行い，当該申告を行った教職員等に対し，その結果を書面により通知する。なお，是正・改善の勧告を行う場合には，当該申告を行った教職員等の所属長にも，書面をもって通知する。

3 略

- 4 教職員等は，第2項の勧告の通知を受けた場合は，原則として従わなければならない。

□ 大学病院における賃金未払いに対する労働基準監督署の是正勧告事案

【事案概要】

- 関東地区の私立大学病院が、診療行為を行った大学院生に対して賃金の適切な支払いがなされていないとして労働基準監督署より是正勧告を受けたもの。本件では、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）の名目で雇用契約を締結していた大学院生が行った診療行為がTAやRAの業務内容に含まれていないとして、診療行為に対する賃金を支払うよう是正勧告を受けた。



【再発防止に向けて】

- 令和3年2月1日付医学教育課長通知「大学病院における適正な雇用・労務管理について」に基づき、各大学病院では、社会保険労務士等の専門家に確認しつつ適正な雇用・労務管理を行う体制を整え、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守した取組をお願いします。

大学病院における適正な雇用・労務管理について

(令和3年2月1日・医学教育課長通知(2高医教36号))

大学病院の雇用・労務管理に関しては、大学院生を含む大学病院の医師等について各大学病院において社会保険労務士等の専門家への確認を行いつつ適切な管理を行うよう、平成31年1月より自己点検を実施し、診療行為を行っているにも関わらず給与が支給されない事案が生じないよう令和2年2月までに全ての大学病院において改善を図ったとの報告を受けたところです。

しかしながら、今般、大学病院において診療行為を行った大学院生に対して賃金の適切な支払いがなされていないとして労働基準監督署より是正勧告を受ける事案が発生したとの報告を受けました。

本件は、ティーチング・アシスタント(TA)やリサーチ・アシスタント(RA)の名目で雇用契約を締結していた大学院生が行った診療行為がTAやRAの業務内容に含まれていないとして、診療行為に対する賃金を支払うよう是正勧告を受けたものです。

以前から、大学院生等が診療業務に従事している場合については、雇用契約を締結するなど適切な対応をお願いしていたところであり、各大学病院におかれては、同様の事案が生じないよう、社会保険労務士等の専門家に確認しつつ適正な雇用・労務管理を行う体制を整え、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守した取組を行っていただきますようお願いいたします。

なお、賃金の支払いについて規定する労働基準法第24条第1項又は同第37条第1項に違反した場合、同法第119条第1号又は同第120条第1号に基づき、大学病院の病院長や労務管理に携わる職員に罰則が科せられる可能性がありますので、特にご留意の上、適正な雇用・労務管理に取り組まれますようお願いいたします。

□ Googleグループ及びGoogleドライブを通じた患者情報漏洩事案

【事案概要】

- 関東地区の私立大学病院において救命救急センターの看護師が同センター所属看護師の間での業務連絡のために私的に開設したGoogle グループが一般に閲覧可能な状態になっており、患者の病状等の情報や看護師が私的に利用していたGoogle ドライブのID・パスワード等が漏洩。
- 同Google ドライブに保管されていた患者情報や救命救急センターのマニュアル等が漏洩。大学では、患者情報等の個人情報情報を外部のクラウドストレージサービスに保存することを禁止していたが遵守されていなかったもの。



【再発防止に向けて】

- 令和2年11月30日付医学教育課長通知「大学病院における個人情報の適正な管理について」に基づき、各大学病院では、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を参照し、個人情報の管理状況を点検し、適切な管理をお願いします。

大学病院における個人情報の適正な管理について

(令和2年11月30日・医学教育課長通知(2高医教33号))

2 高 医 教 第 3 3 号

令和2年11月30日

各国公私立大学附属病院長 殿

文部科学省高等教育局医学教育課長

丸 山 浩

(公 印 省 略)

大学病院における個人情報の適正な管理について（通知）

今般、大学病院内において診療報酬請求業務のために使用していた患者の個人情報を記録したUSBメモリを事務所で紛失する事例が発生いたしました。

大学病院は、国民の信頼を得て業務を行うためにも、個人情報保護を遵守し、万全の対応を取る責任を有しており、個人情報を紛失・漏洩することは決してあってはならないことです。

各大学病院においては、患者情報など個人情報の紛失・漏洩事案等が生じないように、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、病院等における個人情報の適正な取扱いを確保するための留意点等を示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（別添）を参照し、個人情報の管理状況を点検いただき、関係法令及びガイドラインを踏まえた適正な管理を行っていただきますようお願いします。

□ 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抜粋)

(安全管理措置)

法第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業員の監督)

法第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

□ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(抜粋)

<安全管理措置として考えられる事項>

- ①個人情報保護に関する規程の整備、公表
- ②個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- ③個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- ④雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備
- ⑤従業者に対する教育研修の実施
- ⑥物理的安全管理措置 ー入退館(室)管理の実施、盗難等に対する予防対策の実施、機器、装置等の固定等
- ⑦技術的安全管理措置 ー個人データに対するアクセス管理、アクセス記録の保存、ファイアウォールの設置
- ⑧個人データの保存
- ⑨不要となった個人データの廃棄、消去